

診療報酬点数表上実費徴収が可能なものとして明記されている費用		
種 類	料 金 (税 別)	備 考
ガソリン代 (在宅医療に係る交通費) 片道2kmまで	200円	片道3kmから1km距離が増えるごとに85円加算
医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用		
種 類	料 金 (税 別)	備 考
インフルエンザワクチン (一般: 1回目)	4,000円	65歳未満及び県外在住の方等
〃 (高齢: 1回のみ)	県内の各自治体の接種料金に準ずる	65歳以上 (県内在住の方のみ)
肺炎球菌ワクチン	6,310円	要予約
おたふくかぜワクチン	5,830円	〃
ノロウイルス検査料 (1検体)	2,200円	簡易キットによるノロウイルスの検査
ソフトサンティア (1本) (眼科)	200円	涙を補い、目の乾燥を防ぐ外用薬
巻き爪・陥入爪矯正治療法 (初回) (皮膚科)	7,450円	ワイヤーの弾性で爪を矯正する治療法です。
巻き爪・陥入爪矯正治療法 (2回目以降) (皮膚科)	1,140円	〃

衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

補足事項

ご入院中の電気代は徴収いたしませんので、病室のコンセントは自由にご使用ください。ただし、当院職員が治療・看護上好ましくないと判断した場合は、器具の種類にかかわらず使用中止させていただきます。
当院では理髪のサービスは行っておりません。
診断書等の書類記載のご依頼については、外来と退院分は事務室へ、入院中の場合は病棟のスタッフステーションへ書類をお持ちください。
各文書の作成には数日いただきます。期間に余裕をもたれてお申し付けいただきますようお願いいたします。参考と致しまして、郵便局や民間の生命保険会社の一般的な入院診断書(証明書)は、「生命保険受取り用診断書 (簡単)」となり、1通3,000円(税別)です。

● 「保険外併用療養費」 ●

・入院医療に係る特別の療養環境の提供			
種 類	料 金 (税 別)	備 考	
特別室	301号、302号 (東病棟) 5,000円	1日につき	
	363号 (西病棟) 3,000円		
個室	303号、305号、306号、 307号、308号、310号、 311号		(東病棟) 2,000円
	351号、353号、355号、 356号、360号、361号、 362号、372号、373号		(西病棟) 1,500円
・入院期間が180日を超える入院			
種 類	料 金 (税 別)	備 考	
入院期間が180日を超えた日以後の入院に係わる療養(1日につき)	1,740円	※厚生労働大臣が定める状態にある患者様や、療養病棟入院基本料1の例による入院料を算定中の入院期間90日超の患者様は除きます。こちらの料金を徴収する場合には、個別にお知らせいたします。	